

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年四月一日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「、副課長」を削り、「及び主任工事検査員」を「、主任工事検査員、管路対策幹及び副課長」に改める。

第十五条第三項第五号中「前四号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「調整幹」の下に「、管路対策幹」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 代決する事案が、管路対策幹の職務として指定された事務の範囲にある場合は管路対策幹

別表第二第十号局長専決事項の欄22の次に次のように加える。

23 局長の在宅勤務に関すること。

別表第二第十号参事専決事項の欄6の次に次のように加える。

7 参事の在宅勤務に関すること。

別表第二第十号契約局長専決事項の欄6の次に次のように加える。

7 契約局長の在宅勤務に関すること。

別表第二第十号総合技術センター所長専決事項の欄6の次に次のように加える。

7 総合技術センター所長の在宅勤務に関すること。

別表第二第十八号局長専決事項の欄中「第二十二條の五」を「第二十二條の四」に改める。

別表第三専決事項の欄第六十二号を第六十三号とし、第十二号から第六十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 職員 の在宅勤務に関すること。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。